

埼玉学園大学・川口短期大学 機関リポジトリ

我が国における研究不正（ミスコンダクト）等の概観：新聞報道記事から（その5）

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2016-07-04 キーワード (Ja): キーワード (En): research misconduct, fabrication, falsification, plagiarism 作成者: 菊地, 重秋 メールアドレス: 所属:
URL	https://saigaku.repo.nii.ac.jp/records/305

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



我が国における研究不正（ミスコンダクト）等の概観

— 新聞報道記事から（その5）—

The Overview of the Research Misconducts in Japan: From the News-Stories (Part 5)

菊地重秋

KIKUCHI, Shigeaki

はじめに

2013年の重大な研究不正の報道事例数は平年並みだが、大型事例が目立っている。特に、高血圧治療薬バルサルタン（商品名ディオバン）の臨床研究不正事件が注目される。製薬大手1社と大学研究グループ5チームが関わっており、規模も金額も大きい。我が国の医療分野の研究の信頼性を損なうもので、内外で注目されている。国も調査等に取り組み、結果的に、我が国で最大級の研究不正事件になるかもしれない。

さて、拙稿（文献（1～5））に続けて本

表1：研究不正等の事例件数（2008）

研究不正等の種類	件数	割合 (%)
捏造・偽造・盗用	11	5.5
その他の研究不正	3	1.5
アカハラ	24	12.0
セクハラ	25	12.5
研究費不正	23	11.5
その他	126	63.0
合計	200	100

(注) 表は主に筆者が持っている2008年の新聞記事等をもとに作成した。表の「その他の研究不正」は不適切な実験管理を含む。「その他」は様々な法律・条約違反などを含む。

稿では、主に2008年の記事等を整理し、研究倫理や不正予防を考えるさいの参考資料として供したい。

整理した結果の概要は表1の通りである。件数は合計200件であるが、いくつかの事例は異なる種類の研究不正等が認められるため重複している。また、件数を数えにくい場合もあり、表1の件数は概数である。以下では研究不正を中心に概観したい。

重大な研究不正——捏造・偽造・盗用

重大な研究不正の事例11件は「表2：重大な研究不正（捏造・偽造・盗用）の事例」にまとめてある。

(1) 事例1は、産業技術総合研究所・計測標準研究部門（計量標準総合センター）の研究員が産総研の発行物で盗用（無断引用）を行った事例である。加害者側が盗用被害者に謝罪した。また、引用先を明記して再発行されることになった。

(2) 事例2は、北海道教育大学の特任教授の小説家・K氏（70）が、短編小説に新聞投稿文を盗用した事例である。K氏は謝罪し、特任教授などを辞任する意向である。また、

キーワード：研究不正、捏造、偽造、盗用

Key words : research misconduct, fabrication, falsification, plagiarism

短編小説が載っているJR北海道車内誌「THE JR Hokkaido」2008年1月号は回収された。

(3) 事例3は、鳥取大学・医学部・F教授と出版社が盗用による損害賠償で訴えられて敗訴した事例である。地裁判決は、F教授の著書が2003年出版のフリーライターの著作からの引用や並び替えたと認めて著作権侵害と認定し、損害賠償など計約60万円の支払いを命じた。

(4) 事例4は、2006年8月に米国物理学会誌に発表された論文にデータ改竄があったた

め、筑波大学・プラズマ研究センター長・A教授ら計4名が懲戒処分を受けた事例である。

2006年11月に大学院生らがA教授らに改竄を指示された等と大学に訴えて発覚した。大学は調査して不正と認定した。

大学はA教授らに、論文撤回を勧告するとともに、懲戒処分を行った。B講師は改竄を否認して停職4カ月、C講師は態度不明で停職3カ月、D講師は改竄を認めて停職1カ月、A教授は改竄を否認して懲戒解雇となった。A教授は地位確認・損害賠償を求めて大学を

表2：重大な研究不正（捏造・偽造・盗用）の事例

番号	不正の時期	不正行為者の所属機関	不正行為者の職位など	不正行為の種類	処分など
1	2004年5月 (発行)	産業技術総合研究所	研究員	盗用（無断引用）	謝罪、引用先明記・再発行、処分検討、文献（6）参照
2	2008年1月 (1月号)	北海道教育大学	特任教授・小説家・K（70）	盗用（新聞投稿を短編小説に）	謝罪、回収、特任教授辞任、文献（7）参照
3	2004年 (著書出版)	鳥取大学・医学部	F教授（及び出版社）	盗用（著作権侵害）	損害賠償などの支払い命令（地裁）、文献（8）参照
4	2006年8月 (論文発表)	筑波大学・プラズマ研究センター	A教授（54）、B講師（46）、C講師（37）、D講師（33）	論文データ改竄	論文撤回勧告、A教授：プラズマセンター長解任・懲戒解雇、3講師：停職1～4カ月、文献（9）参照
5	2006年10月 (出版)	弘前大学・教育学部	Y教授（48）	盗用（訳文流用、無断引用）	謝罪、著書絶版、文献（10）参照
6	2001～ 2007年	東北大学・大学院・歯学研究科	助教（39、女）、T教授（59、男）、S教授（51、男）	データ・画像の流用、捏造、改竄、メンタリング（2教授）	論文撤回、T教授：停職3カ月、S教授：停職1カ月、助教：懲戒解雇、文献（11）参照
7	2008年	日本循環器学会	HO, OH, HT, SN, YT, TK, IK	Plagiarism（盗用）	論文撤回、文献（12）参照
8	2005年 (学会発表)	国際基督教大学	大学院生（4人）、教授（53、男）	盗用（無断引用）、メンタリング（教授）	教授：解雇→解雇無効の判決（高裁）、大学院生：不明、文献（13）参照
9	2007年 7月号	東北大学病院・肝胆膵外科	助教・医師（30代、男）	盗用（2論文から無断引用）	謝罪、論文撤回・無期限投稿禁止（出版社）、厳重注意（大学）、文献（14）参照
10	2008年1月 (投稿)	山形大学・大学院・医学系研究科	大学院生・医師（31、男）	盗用	論文撤回、無処分（既に修了のため）、文献（15）参照
11	1994～ 2007年	岐阜大学・地域科学部	T教授（58、社会福祉論）	盗用（4論文等で119カ所）	停職3カ月→別件判明で懲戒解雇→解雇無効など求めて提訴、文献（16）参照

提訴し、敗訴した（地裁）。

(5) 事例5は、弘前大学・教育学部・国語教育講座のY教授（48）が盗用（訳文流用など）を認めて謝罪し、著書『寝床で読む「論語」——これが凡人の生きる道』（筑摩書房、2006年）を絶版にした事例である。

盗用被害者である大阪大学・名誉教授・K氏の訴えを受けて、名誉教授とY教授と筑摩書房の三者が協議した。その結果、Y教授と筑摩書房は連名でPR誌「ちくま」に謝罪文を掲載し、Y教授の著書は絶版となった。

(6) 事例6は、若手研究者向け黒屋奨学賞（日本細菌学会）受賞論文に同学会会員から不正疑惑が指摘された事例である。

同学会から要請されて東北大学が調査した。大学は、助教らの不正疑惑16論文のうち、11論文で20項目を不正認定した上で、論文撤回を勧告した。大学は、助教が大学院生だった2001年からデータを使い回した、実験は助教が単独で実施した、と認定した。助教は調査に対して、実験記録は「パソコンに保存していたが、パソコンの故障とウイルス感染により喪失した」と提出しなかった（不正認定）。また大学は2教授について、指導・監督（メンタリング）責任を果たさず、責任著者として助教のデータを検証せずに助教と連名で論文を発表した、と認定した。

S教授（責任著者4論文）は論文撤回に同意したが、T教授（責任著者6論文）と助教は不正を否認した。助教は、再実験による証明も不要とするなど調査は不公正だ、と訴えた。

助教は懲戒解雇されたので地位保全などを求めて地裁に仮処分を申請した（2009年12月）。助教は、不正の証明が不十分、指導教授の処分と比較すると懲戒解雇は重すぎる、

等と訴えた。地裁は、解雇無効・賃金一部支払いを命じる決定を下した（2010年5月）。地裁は、大学の調査委員会が研究不正に関するガイドラインで定めた予備調査を省いたこと、助教の再実験の申し出を拒否したこと等から、懲戒処分の手続きは妥当性を欠く、と判断した。

助教は復帰したが、研究できない状態に置かれた。助教は、地位保全の確認と慰謝料、賃金支払いを求めて提訴した（2010年6月）。大学が研究費を凍結しており、今後研究者としてやっていくのは無理、ずるを認めた方が得策、等と再三圧力があり、また大学の調査中に担当者から嘘つきと言われた、等で精神的苦痛を受けたと主張した。しかし、地裁は助教の請求を棄却した（2012年2月）ので、懲戒解雇が認められたと思われる。

(7) 事例7は、日本循環器学会ホームページに、盗用による論文撤回の告知が掲載されている事例である。盗用の加害者と被害者の論文書誌が掲載されているだけで、それ以外は不明である。

(8) 事例8は、学会発表（要旨）で盗用を行ったと教授が解雇されたが、盗用したのは大学院生で、それを教授は発表まで知らず、解雇は無効という判決が出た事例である。

教授は大学院生4人と共同で2005年に学会発表した。すると、教授が指導していた別の大学院生が、修士論文を盗用されたと大学に訴えた。大学は盗用被害の訴えを認めて2007年3月に教授を解雇した。これに対して教授は、地位確認などを求めて提訴した。地裁・高裁はともに、盗用を行ったのは大学院生4人の誰かであると認め、解雇は無効だと未払い賃金の支払いを命令した。

地裁は、修士論文と学会発表は同じ調査

データを用いたので教授が盗用と考えなかったとしても不合理でない、修士論文を引用したのは大学院生であって教授ではない、教授は学会発表まで無断引用を知らなかった、と認め、解雇は重すぎると判断した。高裁は地裁判決を支持した。

事例8は、同じデータを用いて異なる研究者（グループ）が研究する場合のリスクを示している。他方、教授の指導・監督（メンタリング）責任が果たされなかったことは明らかである。

(9) 事例9は、東北大学病院・肝胆膵外科の助教が盗用し、それを自ら編集部に連絡した事例である。助教が自ら連絡した経緯は不明である。

助教は、2研究者の2論文を盗用して論文を執筆し、『胆と膵』（医学図書出版）2007年7月号で出版した。出版1年後の7月に、助教が自ら編集部に連絡して発覚した。助教は盗用被害者と出版社に謝罪した。

編集部は『胆と膵』2008年8月号で、助教の論文には盗用に近い引用があると指摘し、助教に対して無期限の投稿禁止の処分を表明した。

東北大学・大学院・医学系研究科は編集部から同年7月に連絡を受けて助教に確認し、助教が認めたため、「若くこれからもある」と、懲戒にあたらぬ厳重注意（口頭、非公表）とした。

(10) 事例10は、山形大学の社会人大学院生（2008年3月に修了）が、論文を盗用して内科系の学会誌に2008年1月に投稿した事例である。

盗用被害者2人が同年8月に盗用疑惑を学会誌編集長に告発して発覚した。編集部は、学会誌（同年11月号）で盗用による論文撤回

を公表した。

山形大学・医学部は11月4日に調査委員会を設置して調査した。その結果、指導教授のチェックも受けず、共著者6人に原稿を見せず投稿した（無断投稿）と判明した。序文の半分、考察の3分の2、結論の殆どが盗用と判断された。社会人大学院生は「大学院修了が目前で焦っていた」と盗用を認め、調査委員会や学会に謝罪文を提出した。社会人大学院生は、既に修了したことを理由に、大学から処分されなかったようである。

(11) 事例11は、岐阜大学のT教授が、学会の指針に従っているので盗用にはあたらない、盗用の認識なし、と主張している事例である。

教授は、『草の根福祉』第39号（発行所：社会福祉センター、2007年10月発行）に論文を発表した。すると、他の国立大学の准教授（盗用被害者）が2008年4月に書簡で盗用疑惑を地域科学部長に指摘し、発覚した。大学の調査の結果、被害者の3論文から31カ所の盗用があると認められた。この時点で大学は、教授に停職3カ月を課す（2008年12月）とともに、他にないか調査を継続した。

追加調査の結果、別件の盗用が発覚した。教授の著書1点と論文2点で、岐阜大学の同僚教授を含む5人の著書・論文から盗用88カ所が認められた。この結果を受けて大学は、教授を懲戒解雇した（2009年10月）。

教授は、盗用の認識がないのに盗用を理由に懲戒解雇されたのは労働契約法違反だと懲戒解雇の無効と損害賠償などを求めて提訴した（2010年5月）。大学側は、盗用は事実であり、解雇手続きは正当だ、と争う姿勢である。

教授は、引用に甘い部分があったと認める

我が国における研究不正（ミスコンダクト）等の概観

一方で、就業規則をみると懲戒理由に盗用は含まれていないので解雇権乱用で解雇は不相当である、と主張した。また、教授は、所属学会（日本社会福祉学会）の指針に則して論文を執筆したので盗用にはあたらない、と主張した。

岐阜大学における研究活動上の不正行為の防止等に関する規程の第2条第4項第3号にある盗用の規定を見ると、「盗用 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること」となっている。ごく普通の規定だと思われるが、教授の所属学会の指針は、これとは違うのだろうか。

事例11と関連して、研究不正について、具体例をあげて分かりやすく説明している解説などを整備している大学や学会は少なく、未整備な機関が多いと思われる。この点は日本の弱点である。

その他の研究不正

重大な研究不正にはあたらない研究不正3事例は、「表3：その他の研究不正の事例」にまとめてある。表3の事例1は表2の事例6と同じであり、表3の事例3は表2の事例8と同じであるが、ここでは、研究リーダーの指導・監督（メンタリング）責任に注目して

いる。

事例2は、東京大学・医科学研究所・先端医療研究センター・分子療法分野研究室への記者取材に対応するための内部調査で、不適切な手続きや患者同意書のない検体使用が発覚した事例である。調査の結果、イタリアの医学誌に掲載された論文で（1）倫理審査委員会に対する申請が未承認だったが「承認を得た」と虚偽記載した、（2）患者の同意（書）がない検体が含まれていたが「同意を得た」と虚偽記載した、等が判明した。

疑惑6論文・1報告書・1博士論文のうち1論文は撤回されたが、他は不明である。

同意書のない検体提供者に対して、説明と謝罪がなされ、同意書が要請された。再発防止のため、研究倫理支援室が新設され、研修や相談（不正告発）受け付けの制度が導入された。医科研は（東大・医学部と比べ）研究倫理の手続き等が未整備で個人任せになっていた、ということである。

アカハラ

アカハラの事例は「表4：アカハラの事例」にまとめた。「加害者→被害者」という関係で見ると、教員→教員：7件、教員→学生・大学院生：17件、教員→職員：1件だった。また、懲戒処分が重すぎると訴えた（判決が

表3：その他の研究不正の事例

番号	不正の時期	不正行為者の所属機関	不正行為者の職位など	不正行為の種類	処分など
1	2001～2007年	東北大学	2教授	メンタリング	表2の事例6参照
2	2008年5月 (論文掲載)	東京大学・医科学研究所	T教授(52)	倫理審査委員会の承認を得た等と虚偽記載	1論文撤回、停職1カ月、文献(17)参照
3	2005年 (学会発表)	国際基督教大学	教授(53、男)	メンタリング	表2の事例8参照

下った）事例が5件あった。ここでは一部の事例について記す。

（事例5）この事例は、准教授が加害者、大学院生A（女）が被害者の事例である。大学院生が2007年8月、大学に被害を相談して発覚した。

大学の調査の結果、准教授は2006年9月の大学院博士課程入試と同じ英語問題を2007年2月の試験でも出題したことが分かった。准教授は、大学院生となったAを自宅に呼んで家事手伝いなどさせた、6月に性的関係を要求した（セクハラ）、自分の援助がなければ卒業できない可能性があると言った（アカハラ）等が判明した。大学は入試で便宜を図ったうえハラスメント行為に及んだと判断して准教授を処分した。

（事例9）この事例は、教授が加害者で、部下のM医師（33、女、記者会見で実名公表）が被害者である。被害者が2008年1月に大学のハラスメント防止委員会に訴えて発覚した。被害内容は、触られそうになったので避けたら罵られた、研究データをまとめて入れておいたパソコンを取り上げられた（研究妨害）、患者の前で罵倒された、など7件だった。被害者は、調査が長びいたので早急な調査を求める要望書を提出し、「私だけじゃない」と記者会見で訴えた。教授は一貫して否認し、被害者に恫喝的な文書を送付した。2008年5月末に、ハラスメント防止委員会は7件中2件を認定した。被害者は納得せず、再調査を希望したが、実現しなかったようである。

なお、教授は、同じ頃、医学博士の学位を取得した大学院生らから謝礼金を受領する「学位謝礼金」問題の渦中にいたが、最終的に同問題で停職2カ月の処分を受け、依願退職した。

（事例14）この事例は一見、教授が加害者、大学院生（留学生、男）が被害者という事例である。

大学院生は、2002年8月に海外の学会で研究成果を発表したが、その参加費を大学に請求した。教授は大学院生の研究発表では支給できないが、「自分の名前が共著者として記載されていれば、自分の研究費から支給できるかもしれない」等と発言した。大学院生は、権力で研究成果を奪おうとする発言だ、と提訴した。地裁判決は、教授を共著者とするのは、教授が大学院生の論文に責任を負う意味で伝統的だ、共著者となって研究費を支給するためだと認定し、アカハラを否定して、損害賠償の請求を棄却した。

この事例については、まず、大学院生の学会参加費を大学（機関）側が支給するように制度面の改善が図られるべきである。また、論文著者として実際に貢献した人だけ掲載することが原則であるから、この事例は、名誉著者（名誉のオーサーシップ）問題でもある。名誉著者を許す伝統は国際的原則で置き換えるべきである。

（事例24）この事例は、北海道教育大学の准教授3人が加害者、学生が被害者という事例である。

教育学部の英語教育専攻の三つの自主ゼミは、学生約30人が週1回、英語やハワイ語、アイヌ語など多言語を学習していた。2007年10月、一部の学生から苦情が大学に寄せられた。大学は改善するよう11月に通達したが、改善されないと学生から連絡があった。そこで人権委員会は、聞き取り調査を行い、アカハラ疑惑ありと判断して、10月にゼミ活動を停止させた。

調査を進めた結果、大学は、准教授3人に

我が国における研究不正（ミスコンダクト）等の概観

よるアカハラを認定した。准教授3人は共謀して、学生をアイヌ語共同研究プロジェクト（アイヌ語の辞書編集など）に利用するため、過大な課題を強制し、長時間活動や深夜・早朝に及ぶ活動を日常的に行わせる等の指導を行って、勉学を阻害するなど人権侵害を行った。心身の調子を崩す学生を続出させ、うち学生2人が不登校になったのに、「学生による自主的活動」と称して放置し、指導を続行した。加えて、人権委員会の調査への出席を正当な理由なく拒否した。そのように大学は認

定して論旨解雇とする、従わなければ懲戒解雇する、と決定して通知した。

准教授3人は、加害を否認して地位保全の仮処分を申請し、地位確認を求めて地裁に提訴した。

地裁は、准教授3人から学生に対して、アカハラはあったが、参加強要や不利益行為はなかった、と認め、大学が准教授3人に対して軽い懲戒処分にして反省の機会を与えなかったのは社会通念上、相当でないとし、解雇無効と判決した。高裁は、地裁判決を支持

表4：アカハラ的事例

番号	不正の時期	不正行為者の所属機関	不正行為者の職位など	不正行為の種類	処分など
1	2006年7月～ 2007年3月	大分大学・工学部	教授（60代、男）	パワハラ、アカハラ、暴力行為、	戒告、文献（18）参照
2	—	埼玉大学	T学長	アカハラ（研究妨害など）	損害賠償などを求めて提訴、文献（19）参照
3	2005年11月 （報道）	同志社大学・社会学部	教授（59）	セクハラ、アカハラ	アカハラ1件認定・週刊文春側に支払い命令、再調査中（大学）、文献（20）参照
4	2006年 1月～3月	宮崎公立大学	教授（49、男）	セクハラ、アカハラ	停職3カ月→和解（大学側勝利）、文献（21）参照
5	2006～ 2007年	千葉大学・大学院	准教授（40代）	セクハラ、アカハラ、入試便宜	停職1年（依願退職）、文献（22）参照
6	2006年6月 ～2007年	神戸大学・医学部	教授（女）、教授（上司、男）	アカハラ（退職強要など）	嚴重注意、神戸大学に解決金支払い命令、文献（23）参照
7	2006年12月 ～2008年4月	岡山県立大学・大学院	教授（64、男）	アカハラ（博士論文題名トラブル）	戒告、文献（24）参照
8	2004年3月、 2006年8月	明治大学・経営学部	教授（50代、男）	アカハラ、パワハラ、暴力	停職1カ月、仮処分申し立て、文献（25）参照
9	2007年 6～11月	横浜市立大学・医学部	教授・医学部長（64）	セクハラ、アカハラ、パワハラ	嚴重注意（文書）、文献（26）参照
10	2005年、 2007年 6～7月	金沢大学・大学院・医学系研究科	准教授（48）	アカハラ	出勤停止6カ月→処分無効・賃金支払い命令、文献（27）参照
11	2006年12月	佐賀大学・農学部	准教授（51、男）	研究費不正（経理不正）、セクハラ、アカハラ	停職4カ月→30万円支払い命令→請求棄却（高裁）、文献（28）参照

12	2004年7月 ～2009年	茨城大学・人文学部	学部長・教授（61、男）、 茨城大学、学長	アカハラ（バワ ハラ）	損害賠償を求めて提訴 →和解、再調査と損害 賠償を求めて提訴、文 献（29）参照
13	2004～2008 年1月？	東京学芸大学・教育学 部	教授（60代、男）	人権侵害・学習権 侵害（アカハラ）	懲戒解雇、文献（30） 参照
14	2002年	山梨医科大学	教授	アカハラ（研究 成果奪取など）	損害賠償を請求→棄却 （地裁）、文献（31）参照
15	2002年 4月19日	島根大学・総合理工学 部	教授（60代、男）	アカハラ認定さ れたと報道ミス	アカハラ報道ミスを NHKが謝罪し和解、文 献（32）参照
16	2002～2007 年度	佐賀大学・文化教育学 部	准教授（40代、男）	セクハラ、アカ ハラ	懲戒解雇、文献（33） 参照
17	2007年 2～5月	長崎大学・大学院	准教授（30代、男）	アカハラ（大学院 生に過大な要求）	戒告、文献（34）参照
18	2007年春 ～2008年春	岡山大学・大学院	教授（50代、男）	セクハラ、アカ ハラ	減給0.5日分（約1万 円）、文献（35）参照
19	2008年 5月18日	富山県立大学・工学部	准教授（56、男）	アカハラ（いき すぎた教育指導）	戒告、文献（36）参照
20	2004～2006 年度	熊本大学	教授（50代、男）	アカハラ（大学 院生を威圧など）	停職2カ月、文献（37） 参照
21	2005年6月 ～2006年5月	島根大学・総合理工学 部	教授（50代）	アカハラ	停職1カ月→無効確認 などを求めて提訴、文 献（38）参照
22	2003年～ 2008年	京都工芸繊維大学・大 学院	教授（60代、男）	アカハラ（大学 院生を長時間叱 責など）	停職2カ月、文献（39） 参照
23	2004～ 2007年	東京大学	准教授（30代、男）	アカハラ	停職1カ月、文献（40） 参照
24	2006～ 2008年9月	北海道教育大学・教育 学部	准教授3人（35、39、 39）	アカハラ（自主 ゼミの学生指導 等）	懲戒解雇→解雇権乱用 で解雇無効（高裁）、 文献（41）参照

し、大学側控訴を棄却した。

まとめに代えて

2012年に重大な研究不正が17事例も報道されたので、私は驚き、2012年までの約12年間の重大な研究不正の事例を速報的にまとめてみると、98事例もあった（文献（5））。盗用が約6割と多いこと、若手より教授など指導者が目立つこと等の傾向が見えるので、それを意識した対策が必要である。例えば、研究

倫理の授業や研究論文の指導のさい、引用の良い例や、盗用と判定される悪い例を具体的に分かりやすく説明する必要がある。学会誌の投稿規定や指針も同様に、専門分野に則して、示す必要がある。

本稿の表2で盗用が11事例中9件も占めたことから、特に、表2の事例11のT教授の主張を見ると、改めて、いっそう強く、そう考えるのである。

本稿の表1「その他」には、学生や患者を

含む個人情報流出(紛失や盗難被害を含む)する事例が約30件も含まれる。これには研究のため(許可を得ずに)持ち出して流出した場合もある。また、最近発表された論文等(文献(42)～(44))のうち、特に松澤氏の論文は、拙稿(文献(5))と類似の分析を行っている部分がある。これらについては、機会があれば検討したい。

文献と注記

本稿における出典記事は次のように略記している。例えば、2003年8月1日付朝日新聞の記事の場合、「朝日20030801」と略記している。「W」は新聞社HP(ホームページ)掲載記事である。大学や研究所のHPに掲載されたプレスリリース等については「産総研20060303W」等と略記している。

- 1) 菊地重秋「我が国における研究不正(ミスコンダクト)等の概観——新聞報道記事から(その1)——」『埼玉学園大学紀要 人間学部篇』第9号 283-291(2009)。正誤の注記:表2の脚注の「表1」は正しくは「表2」である;表3の脚注の「表2」「表1」は正しくは順に「表3」「表2」である;表4の脚注の「表3」「表1」は正しくは順に「表4」「表2」である。また、表2～4の出典記事の記載が不適切なので、下記文献5で訂正した。
- 2) 菊地重秋「我が国における研究不正(ミスコンダクト)等の概観——新聞報道記事から(その2)——」『埼玉学園大学紀要 人間学部篇』第10号 283-296(2010)。表2～4の出典記事の記載が不適切なので、下記文献5で訂正した。
- 3) 菊地重秋「我が国における研究不正(ミスコンダクト)等の概観——新聞報道記事から(その3)——」『埼玉学園大学紀要 人間学部篇』第11号 185-198(2011)。
- 4) 菊地重秋「我が国における研究不正(ミスコンダクト)等の概観——新聞報道記事から(その4)——」『埼玉学園大学紀要 人間学部篇』第12号

217-230(2012)。

- 5) 菊地重秋「我が国における重大な研究不正の傾向・特徴を探る—研究倫理促進のために—」『IL SAGGIATORE』No. 40, 63-86(2013)。本稿は、<http://www.jsa.gr.jp/committee/kenri1309kikuchi.pdf>からダウンロードできるようになっている(当分の間)。
- 6) 読売20080111W「産総研の研究者が無断引用、鳥取大発行物に酷似」、産業技術総合研究所20080111W「産総研出版物における他文書の不適切な引用について」。
- 7) 読売20080119W「小檜山博さんが盗用」、毎日20080119W「女の気持ち:小檜山博さんが盗用JR北海道の車内誌に」、朝日20080119W「毎日新聞の読者投稿を盗用 泉鏡花賞作家の小檜山氏」。
- 8) 産経20080215W「「血管腫」患者の大学教授に賠償命令」。
- 9) 筑波大学20080306W「本学教員が発表した論文における不適切なデータ解析について」、産経20080306W「筑波大教授が論文データ改竄」、共同20080306W「論文データ改ざんと発表 筑波大大学院の教授ら」、朝日20080306W「筑波大教授、論文データ改ざん 大学が懲戒処分方針」、読売20080306W「筑波大プラズマ研センター長を解任、論文データ不適切に処理」、毎日20080307W「データ改ざん:筑波大教授ら、核融合研究の論文でセンター長を解任」、筑波大学20080829W「本学職員の懲戒処分について」、日経20080829W「筑波大、データ改ざんの教授を懲戒解雇」、共同20080829W「論文データ改ざんで教授解雇 筑波大」、毎日20080829W「筑波大:論文データ改ざんで55歳教授を懲戒解雇」、産経20081016W「筑波大講師3人を懲戒処分 論文データ改ざん問題で」、東京20081017W「論文改ざん関与 講師3人を停職 筑波大大学院」、筑波大学20081017W「職員の懲戒処分について」、毎日20081024W「筑波大教授の論文データ改ざん:元教授が筑波大提訴 地位確認と賠償求めて 論文データ改ざんと解雇」、毎日20081202W「筑波大教授の論文データ改ざん:解雇元教授訴訟 筑波大、争う姿勢」、筑波大学20091026W「本学職員の懲戒処分に係る

報道について」、時事20100419W「筑波大元教授の請求棄却「論文データ改ざん」解雇訴訟 水戸地裁支部」、時事20100419W「論文不正あった」解雇認める 筑波大元教授敗訴 水戸地裁支部」、産経20100419W「データ改竄で解雇、元筑波大学院教授の請求を棄却 水戸地裁支部判決」、毎日20100420W「筑波大教授の論文データ改ざん：解雇元教授訴訟 筑波大の解雇妥当 請求棄却 元教授の請求棄却」。

- 10) 産経20080324W「剽窃批判で「寝床で読む『論語』」が絶版」、毎日20080325W「筑摩書房：新書「寝床で読む『論語』」絶版に 訳文流用で」。
- 11) 日本細菌学会20080701W「緊急のお知らせ／通告」、産経20080717W「東北大大学院歯学研究科の助教が論文ねつ造か？ 大学が調査委設置」、読売20080717W「東北大大学院女性助教、論文16本でデータ改ざんの疑い」、日刊スポーツ20080718W「論文十数本にデータ捏造か」、毎日20080718W「東北大助教：論文データ改ざんか文科省、大学側に調査指示」、朝日20080718W「東北大助教、論文16本捏造か 写真使い回しの疑い」、共同20080726W「改ざん疑いで賞取り消し東北大助教の論文で学会」、毎日20080726W「東北大論文不正：助教の奨学賞取り消し 日本細菌学会」、読売20080726W「論文データ改ざんの疑い、東北大女性助教の細菌学会賞取り消し」、河北新報20080727W「東北大助教、論文改ざん 学会の賞取り消し」、NHK20090420W「“論文に不正行為”報告書」、産経20090421W「東北大女性助教の11論文に不正 調査委が公表」、毎日20090421W「東北大大学院：女性助教の11本の論文で不正行為」、共同20090421W「東北大、論文11本でデータ捏造大学院歯学研究科」、河北新報20090422W「歯学論文11本に不正」調査委結論 東北大」、東北大学20091204W「懲戒処分の公表」、共同20091204W「東北大、不正論文で懲戒解雇 実験結果捏造の助教」、読売20091204W「論文データ捏造、東北大が助教を懲戒解雇」、毎日20091204W「東北大：論文で不正、助教を懲戒解雇 実験データを流用」、河北新報20091205W「東北大論文不正 女性助教を懲戒解雇 指導教授2

人も停職」、読売20091216W「データ捏造と解雇の元助教、地位保全申し立て」、毎日20091216W「東北大助教解雇：地位保全の仮処分など仙台地裁に申請」、産経20091216W「元助教が仮処分申し立て 東北大の論文不正問題」、時事20091216W「心当たらない」と仮処分申請 東北大の論文不正問題 仙台地裁」、毎日20091217W「東北大助教・論文不正：解雇処分の助教、撤回を申し立て」、時事20100517W「東北大助教の解雇は不当 データ転用で懲戒、仮処分認める 仙台地裁」、共同20100517W「東北大元助教の解雇は無効 合理的理由ないと仙台地裁」、毎日20100517W「東北大：論文データ転用で元助教の解雇は無効 仙台地裁」、読売20100517W「元助教データ流用「東北大の認定妥当性欠く」、河北新報20100518W「東北大論文データ流用疑惑 元助教の解雇は無効地裁決定」、時事20100628W「東北大を30日提訴解雇の元助教、賠償請求 仙台地裁」、時事20100630W「東北大に地位保全求める 解雇の元助教が提訴 仙台地裁」、読売20100630W「東北大懲戒解雇、無効求め元助教が提訴」、河北新報20100701W「解雇無効仮処分の東北大元助教 慰謝料など求め提訴」、毎日20100701W「東北大助教・論文不正：元助教、東北大を提訴 雇用確認、慰謝料求め」、読売20100825W「論文巡る解雇訴訟、東北大は争う構え」、産経20102228W「東北大の女性元助教の請求棄却 仙台、論文不正疑惑で解雇」。

- 12) 日本循環器学会20081010W「Urgent Announcement From the Editor-in-Chief Concerning Article Retraction」。
- 13) 共同20081029W「教授解雇は重すぎ無効 国際基督教大の論文盗作」、毎日20081030W「地位確認訴訟：国際基督教大の教授解雇は無効 地裁判決」、共同20090618W「教授解雇、二審も無効判決 「論文無断引用は院生」」。
- 14) 朝日20081103W「東北大病院助教、論文引き写し 専門誌に寄稿、嚴重注意」、読売20081104W「東北大病院で助教が論文不適切引用」、河北新報20081104W「東北大病院助教が論文で無断引用 嚴重注意処分に」。

我が国における研究不正（ミスコンダクト）等の概観

- 15) 共同20081107W「山形大大学院生が論文盗用在校時、詳細は公表せず」、河北新報20081108W「元院生が論文盗用 山形大医学部」、産経20081108W「山形大大学院生が論文盗用」、毎日20081108W「山形大：医学部院生、論文盗用し発表 修了で処分できず」。
- 16) 共同20081218W「岐阜大、論文盗用で教授停職大学院准教授もセクハラで」、岐阜20081219W「岐阜大教授が論文盗用 計31ヵ所、丸写しも」、毎日20081219W「岐阜大：セクハラで准教授、論文盗用で教授を停職に」、岐阜大学20081218W「職員の懲戒処分について」、共同20091008W「論文盗用で岐阜大教授を解雇 6人から88ヵ所丸写し」、時事20091008W「盗用で岐阜大教授を懲戒解雇 同僚著書などから、昨年も処分」、毎日20091008W「岐阜大：盗用疑惑で教授を懲戒解雇処分 論文など88ヵ所」、朝日20091008W「岐阜大、論文盗用と教授を懲戒解雇、教授側は争う構え」、読売20091009W「論文盗用して出版、岐阜大教授を懲戒解雇」、岐阜大学20091008W「研究活動上の不正行為に関する調査結果の概要について」、毎日20100514W「元岐阜大教授解雇無効訴訟：大学側争う姿勢 初弁論」。
- 17) 東京大学医科学研究所20080711W「東京大学医科学研究所分子療法分野の研究倫理の観点から不適正な研究発表について」、朝日20080711W「「倫理委承認」「患者が同意」と偽り3論文 医科研教授」、毎日20080711W「東大医科研：論文に虚偽記載 倫理審査承認と患者同意」、読売20080711W「東大医科研教授、「倫理委承認」偽り論文発表」、朝日20080711W「外部調査委を設置、関係者の処分も 東大虚偽論文」、朝日20080711W「国補助の研究でもうそ 報告書、患者同意得ず 虚偽論文」、朝日20080712W「甘い体制整備、倫理「個人任せ」 東大医科研虚偽論文」、朝日20080713W「東大医科研教授、院生の論文にも虚偽記載」、毎日20080918W「東大医科研：論文虚偽記載 倫理面の手続き軽視 調査結果」、東京大学20100315W「懲戒処分の公表について」、時事20100315W「セクハラ准教授を解雇 女子学生の体触る 東大」、毎日20100315W「東大：論文に虚偽記載、教授を懲戒処分」、産経20100315W「「下着の色は何色？」 東大がセクハラ准教授を論旨解雇処分」、共同20100315W「セクハラで東大准教授解雇 2人の体触り、性的メール」、読売20100315W「倫理委承認と偽り論文、東大教授に停職1か月」。
- 18) 大分大学20080207W「教員の懲戒処分について」、産経20080207W「パワハラで大分大教授戒告 休日出勤を強要」、朝日20080208W「パワハラ教授戒告 大分大が処分」、毎日20080208W「パワハラ：大分大が60代教授を戒告 教員、学生から苦情」。
- 19) 読売20080227W「名誉教授が埼玉提訴 「研究、取り消された」」。
- 20) 読売20080227W「セクハラ記事で名誉毀損、文芸春秋に275万円の賠償命令」、朝日20080227W「セクハラ報道で週刊文春側に275万円の賠償命令」、毎日20080227W「教授セクハラ報道：文芸春秋に賠償命令 京都地裁」、京都20080227W「京都地裁が週刊文春に賠償命令 浅野・同大教授のセクハラ記事は「事実無根」、毎日20090515W「名誉棄損訴訟：浅野・同志社大教授、2審も勝訴」、朝日20090515W「セクハラ記事で文春側に550万円賠償命令 大阪高裁」、読売20090515W「同志社教授セクハラ記事控訴審、文春の賠償500万に増額」、産経20090515W「文春に550万円賠償命令 教授のセクハラ「真実の証拠ない」、産経20100318W「同志社大のセクハラ記事で文芸春秋の敗訴が確定」、毎日20100318W「名誉棄損訴訟：大学教授勝訴確定 セクハラ認めず 最高裁」、毎日20100319W「同大教授セクハラ報道訴訟：浅野教授の勝訴確定」。
- 21) 読売20080306W「宮崎公立大教授、セクハラで停職処分 取り消し求め提訴」、朝日20080306W「宮崎公立大教授、女子学生の手にキス 懲戒不服と提訴」、毎日20080306W「セクハラ：男性教授を停職3か月 宮崎公立大」、宮崎公立大学20081226W「セクシュアル・ハラスメントに関する裁判の和解について」、毎日20081227W「宮崎公立大教授のセクハラ：処分無効訴訟 和解が成立」、西日本20081228W「公立大セクハラ訴訟 男性教授と大学側和解 宮崎地裁」。

- 22) 共同20080317W「大学院入試に絡みセクハラ 千葉大大学院准教授を停職」、共同20080317W「准教授宅で週1、2回家事 千葉大大学院セクハラ問題」、朝日20080317W「千葉大准教授が院生にセクハラ、停職処分」、読売20080317W「セクハラで大学院准教授を停職処分 千葉大」、毎日20080317W「セクハラ：千葉大准教授を処分 女子院生に「恋人になれ」、千葉日報20080318W「学生に性的関係求める 千葉大 准教授を懲戒処分」。
- 23) 共同20080329W「神戸大医学部で退職強要 労働審判委30万円支払い命令」、中日20080330W「助教への退職強要認定 神戸大に30万支払い命令」。
- 24) 毎日20080329W「県立大：学位論文のタイトル変更、教授を戒告処分 岡山」、毎日20080410W「県立大：元院生の学位論文変更問題 希望通りの題名に 岡山」。
- 25) 産経20080504W「明大教授“アカハラ” 院生を威圧、停職1カ月」。
- 26) 東京20080509W「横浜市大謝礼教授 パワハラ・セクハラ疑惑」、共同20080526W「横浜市立大女性医師がパワハラ訴え」、毎日20080527W「パワハラ：早急な調査を 横浜市大防止委に医師が要望書 神奈川」、J-CAST20080528W「女医が実名告白「教授が太ももを……」 教授は否定」、共同20080529W「前医学部長のセクハラ認定 女性医師の訴えに横浜市大」、読売20080529W「横浜市大前医学部長の女医への嫌がらせ、学内防止委が認定」、毎日20080530W「横浜市立大前医学部長のパワハラ：7件中2件の被害を認定 防止委神奈川」、J-CAST20080530W「横浜市立大セクハラ「調査結果」の信用度」、産経20080530W「謝金受領教授のセクハラ、横浜市大が女性医師の訴えを一部認定」、共同20080606W「前医学部長を厳重注意処分 横浜市大、セクハラ発言で」。
- 27) 金沢大学20080516W「ハラスメント防止について」、日刊スポーツ20080516W「学生に「人間失格」パワハラ准教授を処分」、毎日20080517W「金沢大：学生に暴言、准教授を出勤停止6カ月」、産経20110125W「出勤停止処分は「懲戒権の裁量を逸脱し重過ぎ」 金沢大准教授が勝訴」、毎日20110126W「金沢大・パワハラ訴訟：懲戒権の裁量逸脱 准教授の処分取り消し 地裁判決」、朝日20110126W「金沢大の処分無効 地裁判決 パワハラ巡る訴訟「裁量権の逸脱」」、読売20110126W「金沢大に380万支払い命令 パワハラ処分巡る訴訟「裁量を逸脱」」。
- 28) 毎日20080606W「損害賠償：准教授が佐賀大を提訴「学生募集、認めず」」、毎日20100717W「訴訟：准教授の主張認め、佐賀大に賠償命令 地裁判決」、佐賀20110120W「佐賀大准教授、高裁で逆転敗訴 復職後処遇めぐり」。
- 29) 毎日20080729W「パワハラ：学部長が暴言 茨城大人文学部2教授、地裁に提訴 茨城」、読売20080729W「学部長が嫌がらせ」茨城大 教授が賠償提訴」、産経20080729W「茨城大教授が「アカハラ」で提訴 学部長に880万円賠償求める」、毎日20090401W「訴訟：茨城大の元学部長に賠償命令「検閲と同様」 地裁判決」、東京20090619W「2教授が茨城大提訴 「ハラスメント調査不十分」」、毎日20120908W「アカハラ訴訟：茨城大と2教授が水戸地裁で初弁論」。
- 30) 東京学芸大学20080812W「本学教授の懲戒処分について」、共同20080812W「学芸大教授を懲戒解雇 女子学生と不倫関係」、日刊スポーツ20080812W「女子学生と不倫の学芸大教授を懲戒解雇」、読売20080812W「ゼミ女子学生と交際、東京学芸大が60歳代教授を懲戒解雇」、毎日20080812W「懲戒解雇：東京学芸大60代教授 学生との不倫で」、朝日20080812W「ゼミ学生と関係、学芸大教授を解雇 「精神追いつめた」」。
- 31) 毎日20080820W「山梨医大パワハラ損害訴訟：留学生の訴え、地裁が棄却」。
- 32) 産経20080901W「NHKが謝罪 報道の誤り認め、島根大教授に」、毎日20080901W「NHK：島根大教授と和解 アカハラ報道で謝罪へ」、朝日20080901W「アカハラ報道、NHKが謝罪し島根大教授と和解」。
- 33) 佐賀大学20080922W「職員の懲戒処分について」、時事20080922W「女学生酔わせ、ズボン脱がす男性准教授を解雇 佐賀大学」、朝日20080923W「学生酔わせ服脱がす 佐賀大、セクハラ准教授

我が国における研究不正（ミスコンダクト）等の概観

- を懲戒解雇」、西日本20080923W「セクハラ准教授を解雇 佐賀大 学生に暴言や同宿強要」、佐賀20080923W「セクハラ准教授を懲戒解雇 佐賀大」、読売20080923W「学生に数年間セクハラやアカハラ、佐賀大准教授を懲戒解雇」。
- 34) 朝日20081009W「長崎大、准教授を戒告処分「精神的に学生追いつめた」、共同20081009W「長崎大、アカハラで准教授戒告 院生に誓約書迫る」。
- 35) 岡山大学20081015W「教員のハラスメント行為について」、産経20081015W「セクハラで岡山大教授1万円減給」、時事20081015W「女子学生に飲み会強要 50代教授を減給処分 岡山大」、毎日20081016W「岡山大：女子学生に性的嫌がらせ、教授を減給の処分」、産経20081016W「アカハラ・セクハラで岡山大教授を懲戒処分」。
- 36) 富山県20081024W「職員の懲戒処分の公表について」、KBS NEWS（北日本放送）20081024W「県職員の懲戒処分を発表」、毎日20081025W「懲戒処分：学生に暴言、県が県立大准教授戒告」、読売20081025W「県立大准教授に戒告」。
- 37) 共同20081028W「アカハラで熊本大教授を停職2カ月」、朝日20081028W「熊本大、「教授がアカハラ」2カ月停職 休学の学生も」、毎日20081029W「熊本大：アカハラで学生休学 教授を停職処分」。
- 38) 産経20081106W「アカデミックハラスメント懲戒は不当と提訴 島根大教授」、島根大学20081224W「告示」、中国20081225W「アカハラで島根大教授を停職」。
- 39) 京都工芸繊維大学20081208W「教員の懲戒について」、京都20081208W「大学院生に叱責や暴言8時間 京都工繊大教授を停職2カ月」、産経20081208W「京都工繊大が教授を停職 院生へのアカハラ認定」、共同20081208W「研究室でアカハラ暴言8時間 京都工繊大教授を停職2カ月」、毎日20081209W「京都工芸繊維大：教授を停職2カ月処分 院生2人に8時間暴言」、読売20081209W「学生呼び出し暴言教授を停職処分 工芸繊維大」。
- 40) 東京大学20081224W「ハラスメント行為による懲戒処分およびセクシュアル・ハラスメント行為の認定について」、朝日20081224W「東大でセクハラ・アカハラ 准教授らを処分」、共同20081224W「東大、セクハラとアカハラで処分元教授ら3人」、読売20081224W「東大元教授がセクハラ、研究室で女性職員の体に触る」、毎日20081224W「東京大：セクハラなどで元教授ら3人を懲戒処分」。
- 41) 北海道20081227W「旭教大「アカハラ」でゼミ停止 学生「卒論書けない」、毎日20081227W「道教育大旭川校：アカデミックハラスメントでゼミ停止」、読売20081228W「アカハラ」でゼミ活動停止 道教大旭川校」、北海道教育大学20090220W「教員の懲戒処分にかかる学長見解」、北海道20090220W「アカハラ准教授3人解雇 道教大 セクハラ准教授1人も」、朝日20090220W「アカハラ・セクハラで准教授4人を解雇 北海道教育大」、読売20090220W「セクハラ准教授を解雇、アカハラ3人も 北海道教育大」、毎日20090221W「道教大旭川校のアカハラ：准教授3人を諭旨免職 セクハラでも1人懲戒免職 学生指導で人権侵害」、北海道20090301W「処分は不当、提訴へ 旭教大の諭旨解雇3准教授」、毎日20090302W「北海道教育大：アカハラで諭旨免職の旭川校准教授3人、処分撤回求め提訴へ」、北海道20090303W「道教大アカハラ問題 准教授3人懲戒解雇」、産経20090303W「アカハラで准教授3人を懲戒解雇 北海道教育大」、時事20090303W「アカハラで3准教授懲戒解雇 4日連続徹夜などさせる 北海道教育大」、朝日20090314W「アカハラ」処分の3准教授 提訴／解雇無効訴え提訴 道教大旭川校」、朝日20090529W「アカハラ」解雇の北教大3准教授「身に覚えはない」弁論」、読売20101112W「アカハラ」訴訟、元准教授らの解雇は認めず」、共同20101112W「道教大元准教授3人の解雇無効 札幌地裁アカハラ訴訟」、北海道20101112W「元准教授3人の解雇無効 道教大旭川校アカハラ訴訟 札幌地裁判決」、産経20101112W「アカハラはあったが…」元准教授3人の解雇無効 札幌地裁」、毎日20101113W「道教育大旭川校アカハラ処分訴訟：解雇無効、嫌が

らせは認定 札幌地裁判決」、朝日20101113W「元准教授3人解雇無効 札幌地裁判決 道教大アカハラ訴訟」、読売20120316W「北海道教育大のアカハラ訴訟、大学側控訴を棄却」、朝日20120318W「道教大アカハラ訴訟、二審も解雇無効 札幌高裁判決」。

- 42) 松澤孝明「わが国における研究不正 公開情報に基づくマクロ分析（1）」『情報管理』第56巻第3号156-165頁（2013）。
- 43) 松澤孝明「わが国における研究不正 公開情報に基づくマクロ分析（2）」『情報管理』第56巻第4号222-235頁（2013）。
- 44) 山崎茂明『科学者の発表倫理—不正のない論文発表を考える—』丸善（2013）。